

長建協発第163号
平成23年 7月1日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

平成23年度電波利用環境保護について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、不法に開設された無線局等によるテレビやラジオへの受信障害、携帯電話への通信妨害、更に、警察や消防・救急など人命に関わる重要な無線通信に対する妨害などの深刻な事案が多数発生しています。

また、最近では、インターネットを通じた安易な無線機器の販売・入手が広がりつつあり、違法性の認識のない人が電波法違反の当事者になってしまうといった問題も顕在化しております。

このため、総務省九州総合通信局では、良好な電波を効率よく利用できる電波利用環境を整備すべく、各種施策を展開しております。

その一環として、今年度も「守って！ 電波のルール」（別添参照）をキャッチフレーズに広報活動を実施し、電波利用環境保護への理解促進を図ることとしております。

つきましては、趣旨ご理解賜り電波利用環境保護にご協力下さるようお願い申し上げます。

守って！ 電波のルール

ー総務省九州総合通信局からのお知らせですー

総務省九州総合通信局では、電波を正しく利用していただくための広報活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

電波は、テレビやラジオの放送や携帯電話などの身近なものから、飛行機や船、警察、消防・救急の無線などの社会や生活の安全に関わるものまで、暮らしのいたるところで使われています。

しかし、ルールを守らない不法な無線局によって、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、携帯電話の通話を妨害したりするなど暮らしに悪影響を及ぼすだけでなく、警察、消防・防災行政無線など人命に関わる重要な無線に対する混信・妨害が発生するなど、私たちの生活をおびやかしています。

不法な無線局を開設したり運用したりすると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、また不法電波で公共の無線通信を妨害すると5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。

電波には免許が、無線機には技適マークが必要です。誰もが安心して利用できるようにするため、一人ひとりがルール（電波法）を守ってクリーンな電波環境を作りましょう。

ー問合せ先ー

■九州総合通信局

HP <http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

- 不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8255
- 受信障害(テレビ・ラジオ)……TEL:096-326-7873
- 電波利用料……TEL:096-326-7843
- その他行政相談……TEL:096-326-7819

電波のことなら
九州総合通信局へ



デンパ君